警視庁告示第2186号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年11月5日

警視総監　　筒井　洋樹

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

納入通知書

3　公示事項

道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目３６－４３－２－４０２
ＬＩ　ＺＩＳＨＥＮ

納入通知書（納付番号　30-661-260901-202773）